

ねりまファミリーパック事業に係る広告掲載の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人練馬区産業振興公社(以下「公社」という。)が実施する「ねりまファミリーパック事業」の広告媒体を有効に活用するため、有料広告の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の掲載の方法)

第2条 広告の掲載の方法は、つぎのとおりとする。

- (1) 会報またはガイドブックに広告を掲載すること。
- (2) 会報にチラシを折り込むこと。

(広告の基準)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、ねりまファミリーパック事業の会員の福利厚生および生活充実に役立つものとする。

2 広告は、つぎの各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公社が行おうとしている計画および事業を阻害するおそれがあるもの
- (2) ねりまファミリーパック事業の目的・公益性および品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 差別、偏見または不必要な区別を助長するおそれがあるもの
- (7) 各種法令による広告規制に反するもの
- (8) 肖像権または著作権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 当該広告に関する問い合わせ先が明らかでないもの
- (10) その他、ねりまファミリーパック事業の広告としてふさわしくないと認められるもの

(広告の申込みおよび掲載の決定)

第4条 広告の掲載を希望する者は、所定の申込書(様式第1号)に広告の見本または内容が分かるものを添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申込書の提出があったときは、前条に規定する基準により広告の掲載の適否を審査し、適当と認めた広告について掲載を決定する。決定後、理事長は、その結果を掲載希望者に決定書(様式第2号)により通知する。

3 広告は、広告掲載を認められた者(以下「広告主」という。)の責任および負担で作成し、指定する期日までに提出するものとする。

4 第2条第1号による広告を掲載する広告主は、電子データ(以下「広告用データ」という。)を提出するものとする。

5 理事長は、広告主に対して、広告用データの補正を求めることができる。

(広告の仕様)

第5条 会報またはガイドブックに掲載する広告の色は、2色または4色とする。

2 会報に掲載する広告の大きさは、会報の紙面の4分の1、2分の1または全面とする。

3 ガイドブックに掲載する広告の大きさは、ガイドブックの紙面の4分の1、2分の1または全面とする。

4 会報に折り込むチラシの大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(広告料)

第6条 広告料は、別表1のとおりとする。

(広告料の納入)

第7条 広告主は、当法人が指定する期日までに、前条に規定する広告料を納入しなければならない。

(広告料の減免)

第8条 ねりまファミリーパック事業の会員からの広告掲載の申し込みについては、第6条に規定する広告料を2分の1に減額する。

2 理事長は、特別な事由があると認めるときは、第6条に規定する広告料を減免することができる。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、当法人の広告媒体に掲載された広告に関する一切の責任を負う。

2 会員等から苦情等があった場合、広告主の自らの責任および負担で解決するものとする。

(委任)

第10条 この取扱いに定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この取扱いは、平成23年9月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成26年8月1日から施行する。

付 則

この取扱いは、平成29年11月1日から施行する。

ただし、改定前の第2条第3号および第6条、第7条については、平成30年3月31日まで従前の規定を適用する。

別表1 (第6条関係)

(1)会報への広告掲載料 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀｲﾌﾟ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀｲﾌﾟ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀｲﾌﾟ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
料金(2色)	20,000 円	40,000 円	80,000 円
料金(4色)	40,000 円	60,000 円	100,000 円

(2)ガイドブックへの広告掲載料 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀｲﾌﾟ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀｲﾌﾟ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀｲﾌﾟ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
料金(2色)	30,000 円	60,000 円	100,000 円
料金(4色)	50,000 円	80,000 円	150,000 円

(3) 会報またはガイドブックへのチラシの折込み料

1枚当たり 10円 (消費税別)

様式第1号(第4条関係)

ねりまファミリーパック事業広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人練馬区産業振興公社

理事長 宛

名称
代表者名
所在地
担当者名
電話番号

私は、「ねりまファミリーパック事業に係る広告掲載の取扱要綱」を承諾し、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

いずれかに記入および○をしてください。

(1)会報 月号 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀﾞｲ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀﾞｲ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀﾞｲ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
2色	20,000 円	40,000 円	80,000 円
4色	40,000 円	60,000 円	100,000 円

(2)ガイドブック 年度版 (消費税別)

大きさ	1/4 ページ ﾀﾞｲ 6.5cm×ｺﾞｺ 18cm	1/2 ページ ﾀﾞｲ 13cm×ｺﾞｺ 18cm	全面 ﾀﾞｲ 26cm×ｺﾞｺ 18cm
2色	30,000 円	60,000 円	100,000 円
4色	50,000 円	80,000 円	150,000 円

(3)折込チラシ 会報 月号 1枚当たり 10円 (消費税別)

事業所に1部	事業所会員全員に1部	個人会員世帯に1部
--------	------------	-----------

※ ねりまファミリーパック事業の会員事業所の方は、広告料が2分の1に減額となりますので、会員番号を記入してください。

会員番号	
------	--